科学研究費補助金研究成果報告書

平成 22 年 5 月 31 日現在

研究種目:基盤研究(C)研究期間:2006~2009 課題番号:18530057

研究課題名(和文) 既契約の保険約款変更について

研究課題名(英文) Bedingungsanpassung der allgemeinen Versicherungsbedingungen

研究代表者

金岡 京子 (KANEOKA KYOKO)

東京海洋大学 海洋工学部 准教授 研究者番号:70377076

研究成果の概要(和文):本研究は、長期の継続を前提とする既契約保険約款の内容を変更する必要がある場合の根拠について、判決による場合、法改正による場合、公的医療制度の改正による場合とに分けて検証し、変更が必要な既契約保険約款を適切な時期に、わかりやすく変更するためには、日本においてもドイツと同様の法制度が、設計されるべきことを明らかにした。

研究成果の概要(英文):In dieser Forschung wird es klar gemacht, dass die Bedingungen der allgemeinen Versicherungsbedingungen (AVB), die vorgesehen sind, für länere Zeite fortzusetzen, den veränderten Lagen dann angepasst werden sollten, wenn der Inhalt der AVB vom Gericht als unwirksam erklärt wird, das Gesetz für Versicherungsvertrag reformiert wird, oder das System der Sozialkrankenversicherung, das die Klauseln der AVB beeinflusst hat, verändert wird, und dass das System für Bedingungsanpassung der AVB auch so gesetzlich in Japan wie in Deutschland verwirklicht werden sollte, um die unangemessene AVB rechtzeitig und vertändlich zu ändern.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2006年度	900, 000	0	900, 000
2007年度	700, 000	210,000	910, 000
2008年度	400,000	120,000	520, 000
2009年度	900, 000	270, 000	1, 170, 000
年度			
総計	2, 900, 000	600, 000	3, 500, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・民事法学

キーワード:保険法・既契約変更・補充的契約解釈・透明性原則・ドイツ保険契約法

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究は、長期の保険契約を継続・維持することが契約当事者の合理的意思である場合に、その保険契約に適用される保険約

款を何らかの事情により変更せざるを得なくなったとき、いかなる正当化根拠と法制度設計が必要であるかについて、研究する必要性がある、と着想したことから始まった。

- (2)本研究開始当初は、保険料の逆ザヤ問題(長期化する低金利政策の下で、保険契約により約束された予定利率に見合う運用利益の確保が困難になった等の社会事情)や、保険会社の破綻処理等の問題(予定利率の引き下げ、責任準備金の削減、早期解約控除の適用等による保険契約者に不利な既契約の条件変更)に関連して、継続中の保険契約の保険料を引き下げることに対する社会的批判が高まっていた。しかしながら、保険制を引き下げることに対する社会的批判が高まっていた。しかしながら、保険制度の技術的特性を踏まえると、契約継続中に、合意された保険契約の内容を変更せざるを得ない事情が生じる可能性があるため、そのような事情発生要因の分析と法的対応策を研究する必要があると考えた。
- (3) このような社会的背景に加え、本研究開始当初には、消費者契約法施行後、消費者契約法 9条または 10条により保険約款が無効となった場合に、代わりとなる任意規定がないときは、大量の保険契約に同一内容で適用することを前提とする保険約款を迅速かつ適切に補充する制度的保障の可能性も検討しなければならなかった。
- (4) そこで、本研究開始当初の普通保険約款の内容規制に関する先行研究、ドイツ保険契約法の医療保険約款の条件変更に関する本研究代表者の先行研究の成果を踏まえ、新たな研究課題に取り組むことになった。

2. 研究の目的

- (1) 本研究は、継続中の保険契約に適用される保険約款の内容を変更する根拠、変更要件、変更内容の規制、および変更手続の実効性の確保について研究することを目的とするものである。
- (2) 具体的には、「保険約款を変更しなければ、既契約が継続維持できなくなる場合の具体的事例」、「保険契約者の十分な保護と給付・反対給付の均衡性維持を考慮した保険約款の変更要件」、「保険約款の内容を適正に変更するために必要な具体的手段」、「現行法の下で保険約款の内容変更を行う場合の諸限界」、「既契約の保険約款の変更手続に関する立法の必要性」を明らかにすることを目的とするものである。

3. 研究の方法

(1)ドイツの裁判例、立法、既契約保険約款の変更方法との比較法的検討を通して、既契約保険約款の内容変更の根拠、変更要件、規制の在り方、変更手続の実効性確保のために必要な司法上の内容規制及び保険契約法改正の必要性について、検討することとした。

(2) 4 カ年の研究計画を策定し、ドイツの連邦通常裁判所判決で無効とされた生命保険約款の変更根拠に関する理論的分析、生命保険約款を変更するための法的要件の検証、保険契約法または保険監督法に基づく生命保険約款変更の手続保障の確保に関する研究を行った。さらに日本における保険法立法に先立ち全面改正されたドイツ保険契約法の下で、抜本的な改正があったために法改正を根拠とする既契約保険約款の変更内容の適切性確保について検討した。

4. 研究成果

- (1) ドイツ連邦通常裁判所 2005 年 10 月 12 日判決、ドイツ憲法裁判所 2005 年7月26日 判決、改正前ドイツ保険契約法 172 条 2 項の 改正案、およびドイツ民法306条2項に基づ く裁判官の補充的契約解釈の検討を行った。 ドイツでは、最高裁判決で無効とされた生命 保険の既契約保険約款を改正前保険契約法 172条2項に基づき変更できるか否かが学説 上争われており、また、保険契約法に基づき 変更された既契約保険約款が再び不適切な 内容であった場合に、どのような規制があり 得るかが問題となっていた。この問題に対し、 ドイツの連邦憲法裁判所および連邦通常裁 判所は、保険契約法改正のための立法案と双 方向で影響を及ぼしあう形で、立法課題の提 示と裁判官による補充的契約解釈に基づく 既契約保険約款の内容変更を行った。ドイツ の立法と司法による双方向での既契約約款 の変更に関する研究は、日本の既契約保険約 款の変更に関する学術研究にとって非常に 大きな意義があるため、ドイツにおける既契 約生命保険約款の変更根拠、変更手続の適法 性、変更内容が妥当でない場合の裁判官の補 充的契約解釈の基準に関する学会報告を行 い、論文を公表した。
- (2) 既契約の保険約款の変更根拠に関する 実態調査研究を推進する中で、解約返戻金に 関する保険約款の規律のあり方、内容規制の 必要性、その変更手続の実効性確保の必要性 について、保険法立法との関連で重要課題と なることが明らかになった。そのため、現行 の日本における規律状態を検討し、消費者契 約法9条、10条、保険業法による規制の有効 性とその限界を研究した。この成果を踏まえ、 法制審議会保険法部会での検討内容及び成 討課題を詳細に分析し、先行するドイツでの 法改正及び裁判例から導き出され得る立法 のありようについて、論文を公表した。
- (3)長期契約継続を前提とする生命保険契約および疾病保険契約の既契約保険約款を変更する場合には、変更内容の保険数理的妥当性、保険監督による適切性確保、及び変更

された内容に関する司法上の審査制度を精密に設計する必要がある。この点に関して、判例、学説、保険監督及び実務への影響を十分検証したうえで法案が作成されたドイツ保険契約法 164 条 1 項の制定経緯、判例を踏まえてドイツ民法 306 条 2 項の補充的契約解釈基準の組み込んだ最終条文の内容とその限界を研究した。この研究成果は、学会報告後、論文として公表した。

(4) 本研究の第3年度には、日本において 100 年ぶりに商法から独立した単行法として、 保険法が制定され、さらに保険法制定に伴う 保険業法等、保険監督法の改正が進められた。 保険法の改正に伴い、既契約保険約款の一部 変更も検討されたが、本研究にとって非常に 重要な点は、保険法に多くの片面的強行規定 が定められたことであった。保険法の片面的 強行規定の内容を再現し、保険契約者に不利 に変更されない保険約款の内容となってい るものの、その内容が保険契約者には理解し がたく、不明確であり、保険契約者に負担が 課せられる可能性のある経済的不利益が隠 されるような効果をもたらす場合には、保険 法の片面的強行規定の規範目的に反し、不適 切であると判断される可能性はないか、問題 となる。この点で、ドイツ民法307条1項の 透明性原則違反による内容規制が確立して いるドイツの事案を分析し、判決で無効とさ れた既契約保険約款の変更状況、その学問的 評価及び問題点を研究した。本研究の成果は、 その一部を論文で公表した。また、本研究の 成果は、2010年4月の保険法施行後の既契約 保険約款の変更状況を分析し、保険法の規範 目的に従った既契約保険約款の変更を適切 かつ迅速に行うための今後の研究課題へと つながった。さらに、2009年には高裁レベル ではじめて、消費者契約法 10 条による保険 約款の無効判決が下されたことから、最高裁 の判決が高裁と異なる場合があるとしても、 本研究の成果は、既契約の保険約款変更のた めの今後の法制度設計の一部に寄与するも のであると考える。

(5)保険法が制定されるまで、日本においては、傷害疾病保険契約に関する法律上の規律がなかったため、契約内容は、保険監督の下での保険約款にゆだねられていた。また傷害疾病保険の分野は、その私保険契約の実施であるに当たって、社会保障制度の枠組みの中での健康保険制度と影響を研究が必要となる。今回の保険法制定に影響した研究が必要となる。今回の保険法制により、はじめて傷害疾病保険に関する契約保険に関する契約保険に対した。私保険契約であると、ドであられたことと、ドであいて、私保険契約である。

の禁止等が定められた基本タリフ制度が憲 法に反するか否かが争われたため、日本の傷 害疾病保険の既契約保険約款の変更制度設 計を考察するための比較法的検討して、ドイ ツ保険契約法の基本タリフ制度の創設に伴 う既契約約款変更とその変更に関する連邦 憲法裁判所判決を研究した。この成果は、保 険法および保険学の研究者と実務家に対す る研究報告として発表された。今後は、この 研究報告に基づく研究をさらに進展させ、そ の研究成果を論文で公表する予定である。本 研究は、私人間の傷害疾病保険契約に対する 法律上の制限とそれに伴う既契約保険約款 変更の適切性・妥当性・手続的実効性の確保 をはじめて公表するものであり、日本の今後 の公的健康保険制度改革とそれに伴う私保 険契約の整備、及び既契約傷害疾病保険契約 約款の変更を検討するうえで、学問上の示唆 を与えるものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

「雑誌論文」(計 3件)

- ① <u>金岡京子</u>、「解約返戻金の約款規制」保険 学雑誌、査読なし、603 号、2008 年、107 -126
- ② <u>金岡京子</u>、「解約返戻金の規律に関する一 考察」生命保険論集、査読あり、160 号、 2007 年、31-74
- ③ <u>金岡京子</u>、「ドイツにおける生命保険契約 の透明化の動向について」保険学雑誌、 査読なし、595号、2006年、97-116

〔学会発表〕(計 3件)

- ① 金岡京子、「ドイツ疾病保険契約法改正に おける基本権保護の問題」、保険学セミナ ー、2009年11月21日、新国際ビル(東 京都、生命保険協会・生命保険文化セン ター)
- ② 金岡京子、「解約返戻金の約款規制」、日本保険学会 平成19年度大会、2007年10月28日、桃山学院大学(大阪府)
- ③ 金岡京子、「ドイツにおける生命保険契約 の透明化の動向について」、日本保険学会 関東部会、2006年9月26日、新国際ビル(東京都、生命保険協会・生命保険文 化センター)

〔図書〕(計 1件)

① 藤岡康宏監訳、藤原正則=<u>金岡京子</u> 共 訳、ヴァイヤース=ヴァント、成文堂、 『保険契約法』、2007年、349頁 〔産業財産権〕

- ○出願状況(計0件)
- ○取得状況(計0件)

〔その他〕 ホームページ等 なし

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

金岡 京子 (KANEOKA KYOKO) 東京海洋大学・海洋工学部・准教授 研究者番号:70377076